

# 助産学領域

臨床での経験を活かし、  
さらなる教育力・研究力を身につけませんか



助産師として、これまで蓄積した助産に関する能力及び助産業務実績を再確認し、さらなるキャリアアップにつながる教育力及び研究力を養います。



健康教育・健康診査、院内助産及び助産外来などの運営、周産期医療における緊急対応及びクリティカルケアのできる助産師を育成します。



地域貢献を含め、キャンパスのある品川区と官学連携で産後ケア事業を行い、産後ケア研究センターを開設して、研究と実践に取り組んでいます。また、企業見学などユニークな演習もあり、産学連携の実際も学べます。



## 臨床助産学特論・演習

母子の健康管理・分娩管理実践、院内助産および助産外来や周産期医療などの諸問題への取り組み、母体搬送前後の緊急対応および周産期医療のクリティカルケアについて学びます。

## 教育学特論・演習

教育学に触れ、母子およびその家族、新人教育や臨床実習指導者として助産学生への指導・教育力を学びます。本学助産学専攻科にて行う教育演習もあります。

## 助産学特論 I・II

予防医学や健康教育のあり方や最新のウイメンズヘルス、リプロダクティブヘルス/ライツ)、国際的な助産活動の実際などについて学びます。産後ケア研究センターでの演習や災害演習を通して、最新の母子保健活動の実際を学びます。

## 教員紹介

米山 万里枝 (よねやま まりえ) 東京医療保健大学大学院 医療保健学研究科 教授。品川区と連携し、日本で初めてとなる行政と大学院の連携による産後ケア事業「産後ケア研究センター」を開設し、訪問型・電話相談・電話訪問などの産後ケア事業も行う。城南地区の産婦人科医や精神科医との連絡会に参加し、地域の妊産婦メンタルヘルスクアや育児支援に力を入れている。



## 教員からのメッセージ

助産師という仕事は、単に専門知識を活かすだけではなく、ひとりひとりの命を預かる責任と共に、心のケアを大切にする職業です。大学院での学びが、ただの学問の追求にとどまらず、将来、誰かの人生に寄り添い、支える力となることを願っています。人として、また専門職として成長し続けることが、皆さんの未来における大きな力となると信じています。



東京医療保健大学大学院 医療保健学研究科

〒141-8648 東京都品川区東五反田4-1-17

TEL 03(5421)7685 ✉ info-master@thcu.ac.jp

五反田  
キャンパス

入試情報



個別相談申込み



# 助産学領域での2年間の道のり

## 1年次 Master1

4月 入学・講義開始

5月 集中講義①

☆会陰縫合演習や  
分娩介助演習へ参加も可能

8月 集中講義②

☆学会やセミナー、研修会への参加し、  
自己研鑽の機会に！

11月 集中講義③

12月 領域内報告会

## 2年次 Master2

4月 研究計画発表会

5月～ 倫理審査提出

データ収集 ← 研究の進み方は  
個人によって  
異なります。

9月～ データ分析

☆個別の研究指導あり。

9月～ 論文執筆

12月 論文審査

3月 学位記授与式

### 修了生の論文題目（一例）

- ・日本の母親のD-MERの実態および産後のメンタルヘルスクエアとの鑑別方法の一考察
- ・出産体験の振り返りに関する助産師の判断の一考察
- ・0歳児保育を希望している母子の入所背景と実態からみた支援の在り方
- ・三陰交への円皮鍼・灸による刺激が成人女性の冷えに対する症状緩和の効果の測定
- ・骨盤外計測法を使用した骨盤出口部の骨推測パラメータの検討
- ・乳児全戸訪問時における助産師による生後4か月までの児をもつ母親への愛着形成を促す支援の検討
- ・産前産後の骨盤底機能不全と骨盤外計測値の変化ならびに骨盤底筋随意収縮との関連
- ・分娩後の里帰りにおける母子との生活の一時的喪失が父親の育児困難に及ぼす影響
- ・女性看護学生の自己嫌悪感、内省とジェンダー・タイプとの関連
- ・骨盤傾斜角の評価における女性の姿勢と腰痛との関連について
- ・育児と親の介護の両方を担う女性の肯定的な心理的健康感が育児ストレスおよび介護の認知的評価に与える影響
- ・不育症女性の治療過程と抑うつ傾向の関連
- ・新生児の泣く声と疑似体験が産後の母親の育児困難感へ及ぼす影響
- ・仰臥位分娩における股関節の内・外旋と仙骨部体圧が会陰に及ぼす影響

「専門実践教育訓練講座」として厚生労働大臣の指定を受けています。

※教育訓練給付制度とは、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が支給されるものです。一定の受給要件を満たす方が、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した場合に、その費用の一部が教育訓練給付金として支給されます。

厚生労働省ホームページ：[教育訓練給付制度 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

ハローワークホームページ：[ハローワークインターネットサービス | 教育訓練給付制度 \(mhlw.go.jp\)](https://www.hello-work.com)